

療養泉とは、温泉（水蒸気その他のガスを除く。）のうち、特に治療の目的に供しうるもので、以下の温度または物質を有するものと定義されています。

- 1 温度（温泉源から採取されるとき温度とする。） 摂氏 25 度以上
- 2 物質（下記に掲げるもののうち、いずれかひとつ）

物質名	含有量（1 kg 中）
溶存物質（ガス性のものを除く）	総量 1,000mg 以上
遊離二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	1,000mg 以上
総鉄イオン（Fe <sup>2+</sup> +Fe <sup>3+</sup> ）	20mg 以上
水素イオン（H <sup>+</sup> ）	1mg 以上
よう化物イオン（I <sup>-</sup> ）	10mg 以上
総硫黄（S）〔HS <sup>-</sup> +S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> <sup>2-</sup> +H <sub>2</sub> S に対応するもの〕	1mg 以上
ラドン（Rn）	30（100 億分の 1 キュリー単位）以上

温泉の効用の多くは多くの要因が総合的に作用したものであり、温泉の成分だけで温泉の効用を確定することはできませんが、「療養泉」の適応症は、下記のとおりです。

### ①療養泉の一般的適応症（浴用）

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、  
運動麻痺における筋肉のこわばり、  
冷え性、末梢循環障害、  
胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、  
軽症高血圧、  
耐糖能異常（糖尿病）、  
軽い高コレステロール血症、  
軽い喘息又は肺気腫、  
痔の痛み、  
自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、  
病後回復期、疲労回復、健康増進

### ②泉質別適応症

泉 質	浴 用	飲 用
単 純 温 泉	自律神経不安定症、不眠症、うつ状態	—
塩 化 物 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	萎縮性胃炎、便秘
炭 酸 水 素 塩 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（糖尿病）、高尿酸血症（痛風）
硫 酸 塩 泉	塩化物泉に同じ	胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘
二 酸 化 炭 素 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症	胃腸機能低下
含 鉄 泉	—	鉄欠乏性貧血

泉 質	浴 用	飲 用
含 よ う 素 泉	—	高コレステロール血症
酸 性 泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿病）、表皮化膿症	—
硫 黄 泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症（硫化水素型については、末梢循環障害を加える）	耐糖能異常（糖尿病）、高コレステロール血症
放 射 能 泉	高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など	—

- ① 温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応です。
- ② 温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効用を得ることを目的としています。
- ③ 温泉療養は短期間でも精神的なリフレッシュなど相応の効用が得られますが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とするものです。
- ④ 適応症でも、その病期又は療養を行う人の状態によっては悪化する場合がありますので、温泉療養は専門的知識を有する医師による薬物、運動と休養、睡眠、食事などを含む指示、指導のもとに行うことが望ましいです。